

令和4年1月1日以後、電子データで受領した請求書等は電子データでの保存義務！（紙は認められません）全ての法人・個人事業者が対象です！

電子帳簿保存法の改正と インボイス制度説明会

経済社会のデジタル化を踏まえ、「電子帳簿保存法」が改正され、令和4年1月より施行されます。また、令和5年10月1日から導入される「インボイス制度」は、本年10月1日より登録申請が開始されました。これらに対応するには、経理システムの整備や取引先の事業者が課税事業者に該当するかなどの確認、ワークフローの見直しなど様々な作業が必要となるため、早めの準備が大切です。本説明会では、制度の概要や対応すべき手続きのポイントについて解説致しますので、ぜひご参加下さい。

12月3日（金） 13:30～15:00 （質疑応答時間含む）
アピオスペース 1階「大会議室」

講師：会津若松税務署
個人課税・法人課税第一部門 担当官

定員：先着50名 （受講料無料）

主催：公益社団法人 会津若松法人会

後援：会津若松商工会議所
会津若松税務署管内青色申告会連合会
会津若松税務署管内農業青色申告会連合会

- ※ 電子取引データの事務処理規程も必要です！
- ※ 青色申告の保存要件を満たさないと取消対象!?
- ※ 電子インボイス対応も！

【主な内容】

- ◆ 電子帳簿保存法
 - ・電子帳簿保存法とは
 - ・電子帳簿保存法改正のポイント
- ◆ インボイス制度
 - ・インボイス制度（適格請求書保存方式）とは
 - ・適格請求書の記載事項・留意点
 - ・適格請求書発行事業者の義務等
 - ・仕入税額控除の要件
 - ・税額計算の方法



【申込方法】

下記申込書にご記入のうえFAX送信または電話・メールにて法人会事務局へお申込み下さい。（締切：11/29月）

TEL 0242-22-5821

FAX 0242-25-3303

Mail info@aizu-ho.or.jp

アピオ第2駐車場をご利用の際は無料となりますので、駐車券を受付へご持参下さい。



「電子帳簿保存法の改正とインボイス制度」説明会申込書

事業所名			
受講者名		業種	
受講者名		TEL	
所属団体	<input type="checkbox"/> 法人会	<input type="checkbox"/> 商工会議所	<input type="checkbox"/> 青申会 <input type="checkbox"/> 農業青申会